

## 令和2年第8回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和2年7月20日(月) 午前10時15分

2 閉会 令和2年7月20日(月) 午前11時26分

3 場所 総合福祉センター 3階大会議室

4 出席または欠席した委員

出席 15人

1番 渡邊 豊

2番 定井 正雄(会長)

3番 林 眞理(農政担当)

4番 國府 直幸

5番 若林 勤

6番 小原 弘(臨時議長)

7番 小西 忍

8番 河田 直樹

9番 阿部 英志

10番 渡邊 則文

11番 能登谷 和正(会長代理)

12番 仮谷 昌典

13番 中田 省吾

14番 犬飼 正己

15番 秋山 陽太郎(農地担当)

欠席 なし

5 職務及び説明のため出席した者の職氏名

市長 片岡 聡一

農業委員会事務局

局長 赤星 敬太

次長 山室 浩二

主査 国橋 一輝

主事 新谷 紗季子

6 議事録署名委員

1番委員

3番委員

7 本日の議事日程

日程第1 議席の決定

日程第2 会長の選出について

日程第3 議事録署名委員の指名

- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 会長代理の選出について
- 日程第6 総社市農業委員会の農地利用最適化推進委員評価委員の選出について
- 日程第7 総社市農業委員会運営委員会委員の選出について
- 日程第8 特別委員会の設置及び特別委員会委員の選出について
- 日程第9 総社市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について
- 日程第10 総社市耕作放棄地対策協議会委員の推薦について
- 日程第11 総社市都市計画審議会委員の推薦について
- 日程第12 総社市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について

8 付議事件及びその結果

原案どおり可決

9 議事経過の概要

次のとおり

**開会 午前10時15分**

(次長)

皆様、ご起立願います。

礼

ご着席願います。

平成28年4月に農業委員会等に関する法律が改正され、本市では新制度による2回目の農業委員の任命が先ほど行われました。

本総会は、農業委員の任期満了による任命後、最初に行われる総会でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき、市長が招集しております。

それでは、初めに招集にあたりまして、片岡市長からご挨拶を申し上げます。

(市長)

今日は緊急の新しい委員任期による皆様方農業委員の15名の方々を招集しましたところ、大変お忙しい中、繁忙期にもかかわらず、出席をいただきまして大変ありがとうございます。

今回新たに15名を指名し、総社市議会に上程いたしまして、先の議会で満場一致で可決成立し

た新たな15名。特に全く新しい新人の方が8名という事で、これからどうぞ、総社市の農業そして農地の適切な利用の在り方について、お力をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

なかなか市議会がですね、満場一致になるという事は非常に難しいのでありますが、皆様方本当に、昔はね選挙があつたりとか、農業委員会も競合相手がいて、みたいな事があつた時代がこれまでなんですが、3年前から市長が任命し、議会の承認を得るという形に変わりましたけれども、本当に各地域地域の名手でありますから、議会が当然揉めることもなく、一致して推挙されたという事でございますので、まさしく余人をもって代えがたしという事になります。

これからですね、いくつかの課題がありますけれども、共に歩んでいただければありがたいと思います。ただ、我々が行政として確固たる指針は示しますけれども、細部にわたってジャッジする場合は、農業委員会の委員の皆様方の意向というのが強く働いてまいります。適切な農地を守っていくという観点に資するテーマ、あるいは今、総社市は今、人口が増えて企業がどんどん来たいと言っておりますが、新たな利用の有り方を選定していく観点から、その双方あるかと思いますが、その双方に渡って、総社市はこれから伸びていこうとしておりますから、挑戦とか希望とか勇気とかそういうものを持って、あるいは農地転用とか農振解除であるとか、そういう問題が起こるやもしれませんが、適切にご判断をいただきたいと思います。

一方、農地の在り方以外の、もう一つの観点。これからの農業の政策について、こういう部分についても皆様方からよきアドバイスをいただきたいと思います。行政とすればですね、とりわけ光を見ないというか、苦しんでいる部分にどれだけ手当をしていくかというのは当然のことながら、水稲作をどう維持管理していくかということになります。葡萄とか桃とかそれなりに、問題も難しい面も当然あるんですけれども、高齢化した水稲作を代行業務者に任せている。それが相当面積あります。そして、その代行業務者そのものが死に絶えたり、放棄したりして、代行の代行が、建設業者がやっているとか。そういう時代になって、そういう方々が代行の力をなくした時に、一体、誰がどうやって行くのか。7つの営農があるとして、その7つの営農が他の地域の代行をするなんぞ、これは無理でございまして、ギブアップした、高齢化した、あるいは担い手を失った、そういう農家に対する手当というものも考えていかなければなりません。

一方で、桃や葡萄や、それぞれ問題はあるものの、これから、今もそうですが、出荷を迎える。大いに全国へ、世界へ進出していただきたいと。また、それを更に助長せしめるような政策をとってまいりたいと思っております。先週東京、まあ全国市長会の私が経済委員会の委員長をしております、どうしてもお役割が気を付けたうえで、東京の会議に出席して都内を移動の時に歩いておりました、●●●●●●●●●●の●●さんに総社の桃を使っていたらこうということで、セールスマンとして行ってまいりました。●●●●●●●●●●の1階に総社市だろうと思いますが、岡山県産と書いてありまして、シャインマスカット1房が21,600円で売られておりました。これ売れますかと言ったら、高い値段の方が売れるんですと、いう風に社長が言っておられました。それも、初めて現場で21,600円の値札を見て、それを買う人が多数いらっしゃるということ、こ

れも本当に産地が頑張っている証拠だ。いい生産物を作っている証拠だという風に思いました。

色んな所で総社市の農家が活躍している，活躍できるような環境を整えるためにも，農業委員会の皆様方の確固たるバックアップ体制というものをよろしくお願ひしたいと思ひます。

これから3カ年が始まってまいりますけれども，どうぞご協力をよろしくお願ひを申し上げましてご挨拶いたします。

(次長)

ありがとうございました。

市長は，公務のためここで退席いたします。

#### 【市長退席】

(次長)

次に，委員の皆様のご自己紹介をお願いいたします。

あいうえお順となっております席の順にお願いいたします。

#### 【農業委員自己紹介】

(次長)

続きまして，事務局職員から自己紹介を申し上げます。

#### 【事務局職員自己紹介】

(次長)

開会の前に，総社市農業委員会憲章のご唱和をお願いいたします。

総社市農業委員会憲章は，お手元に配布いたしております。

皆様，ご起立願ひます。

#### 【総社市農業委員会憲章を唱和】

(次長)

ご着席願ひます。

本日は，任命後初めての総会であります。

会長が選挙されるまでの間，地方自治法第107条の規定に準じ，年長の委員が臨時に議長の職務を行うことといたします。

ただ今の出席委員中、小原弘委員が年長の委員でありますので、臨時議長をよろしく願いいたします。

それでは、小原弘委員、議長席へお願いいたします。

#### 【議長席へ移動】

(臨時議長)

ただ今、ご紹介にあずかりました小原でございます。

地方自治法第107条の規定に準じ、臨時に議長の職務を行いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ただ今の出席は、15名全員でございます。

農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する、在任する委員の過半数が出席しています。よって、総会が成立していることを報告いたします。

ただ今より、令和2年第8回総社市農業委員会総会を開会します。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしております日程表のとおり会議を進めて参りますので、ご協力よろしくお願い申し上げます。

なお、発言される場合は、必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。この議席番号につきましては、次にくじ引きで議席番号が決まりますので、議席番号を言ってから発言してください。この議席番号につきましては、後ほど決まりますのでよろしくお願い申し上げます。

また、携帯電話は電源を切るか、マナーモードにするようお願いいたします。

#### 【日程第1】

(臨時議長)

それでは、日程第1、議席の決定を行います。

総社市農業委員会会議規則第3条の規定により、委員の議席は、任命後初めて招集された総会において、くじで決め、その議席に番号を付けることになっております。

それでは、現在、着席されております議席番号の若い方から、くじを引いていただければと思います。

よろしくお願い申し上げます。

くじ引きをお願いいたします。

(委員)

【くじ引き】

(臨時議長)

座席番号は、くじ引きの数字の座席へ移動をお願いいたします。

よろしくをお願いいたします。

議席及び番号は、ただ今、着席のとおり決定いたします。

【議席への移動】

【日程第2】

(臨時議長)

次に、日程第2、会長の選出について議題といたします。

この際、しばらく休憩いたします。

【午前10時37分から午前10時38分まで休憩】

(臨時議長)

休憩前に引き続き会議を開きます。

選挙の方法について、いかがな方法により行いましょうか。

(10番委員)

選考委員会委員による指名推選がいいと思います。

(臨時議長)

ただ今、ご発言のありました選考委員会委員による指名推選という意見がありましたが、他に  
ご意見はありませんか。

(委員)

なし。

(臨時議長)

ないようですので、選挙の方法は、選考委員会委員による指名推選の方法により行うことよろ

しいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(臨時議長)

ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、選考委員会委員による指名推選によることに決定いたしました。

選考委員会委員の選出は、いかがいたしましょうか。

(10番委員)

臨時議長の指名でいいと思います。

(臨時議長)

他にご意見はありませんか。

(委員)

なし。

(臨時議長)

選考委員の選出は、先ほど委員の方から意見がありましたように臨時議長で選考委員を指名させていただきたいと思います。それでは、選考委員を指名させていただきます。

私から選考委員会委員を指名いたします。

2番委員、3番委員、8番委員、9番委員、11番委員、15番委員の以上6人を指名したいと思いますがいかがでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

ご異議なしということですので、選考委員会委員は、2番委員、3番委員、8番委員、9番委員、11番委員、15番委員の6人に決定いたしました。

それでは、選考委員会委員の方は別室で協議をお願いいたします。

この際しばらく休憩いたします。

【午前10時41分から午前10時43分まで休憩】

(臨時議長)

休憩前に引き続き会議を開きます。

選考委員会の代表の方は、選考結果を報告願います。

(15番委員)

選考委員会の結果を報告いたします。

慎重に審議したところ、2番委員を会長に指名推選することに決しましたことをご報告いたしま

す。

(臨時議長)

ただ今、選考委員会から報告がありました2番委員を臨時議長が会長に指名することにいたしましたと思います。

ご異議ありませんか。

(委員)

異議なし

(臨時議長)

ご異議なしと認めます。

よって、会長に2番委員を指名いたします。

ただ今、臨時議長において指名いたしました、2番委員を会長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(臨時議長)

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名いたしました2番委員が会長に当選されました。

この際、会長からご挨拶をお願いいたします。

(会長)

ただ今、ご指名を受けました●●●●と申します。会長席、非常に責務が重たいですけれど、微力ながら一生懸命務めさせていただきますので、どうかよろしく願いをいたします。

(臨時議長)

ただ今、会長よりご挨拶があり、会長が就任されました。

それでは、議長は会長が務めることになっておりますので、議事の進行をよろしく願いいたします。

議事進行のご協力ありがとうございました。

#### 【臨時議長から会長へ交代】

(会長)

それでは、ここから、私が議事を進行いたしますので、ご協力をお願いいたします。

#### 【日程第3】

(会長)

次に、日程第3、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、1番委員、3番委員の2名を指名いたします。

#### 【日程第4】

(会長)

次に、日程第4、会期の決定を行います。

総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により、本日1日限りと決定いたします。

#### 【日程第5】

(会長)

次に、日程第5、会長代理の選出についてを議題といたします。

農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理することとされています。

このことから、会長代理を選出するものであります。

会長代理の選挙の方法について、いかがな方法により行いましょうか。

(10番委員)

選考委員会委員による指名推選がいいと思います。

(会長)

選考委員会委員による指名推選という意見がありましたが、他にご意見はありませんか。

(委員)

なし。

(会長)

ご意見がないようですので、選考委員会委員による指名推選の方法により行うことでよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

ご異議なしと認めます。

よって、会長代理の選挙の方法は、私を除く選考委員会委員の指名推選とすることに決定いたします。

それでは、選考委員会委員の方は別室で協議をお願いいたします。

この際、しばらく休憩いたします。

**【午前10時48分から午前10時49分まで休憩】**

(会長)

休憩前に引き続き会議を開きます。

選考委員会委員の代表の方は、選考結果を報告願います。

(15番委員)

選考委員会の結果を報告いたします。

慎重に審議したところ、11番委員を会長代理に指名推選することに決しましたことをご報告いたします。

(会長)

選考委員会から報告がありました11番委員を会長において会長代理に指名することにいたしましたと思います。

これにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(会長)

ご異議なしと認めます。

よって、会長代理に11番委員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、会長において指名いたしました11番委員を会長代理の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(会長)

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名いたしました11番委員が会長代理に当選されました。

この際、会長代理からご挨拶があります。

(11番委員)

今ご指名をいただきまして、非常に重い職務ではございますけれども、2期目ということもございますので、これから先、さらに一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いします。

(会長)

11番委員、会長代理の席へ移動をお願いいたします。

## 【日程第6】

(会長)

次に、日程第6、総社市農業委員会の農地利用最適化推進委員評価委員の選出について議題いたします。

総社市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置規程第1条の規定により、農業委員会等に関する法律第17条に規定する総社市農業委員会の農地利用最適化推進委員の候補者を評価するため、総社市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を設置することとされております。

同規程第3条の規定により、総社市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者を評価するにあたり評価委員会の委員として、会長、会長代理、農業委員会総会で選出された者3名で組織することとされています。このことから、3名を選出するものであります。

3名の選出方法につきまして、いかがな方法により行いましょうか。

(10番委員)

選考委員会委員による選考がいいと思います。

(会長)

選考委員会委員による選考という意見がありましたが、他にありませんか。

(委員)

なし。

(会長)

ご意見がないようですので、選考委員会委員による選考により行うことでよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

ご異議なしと認めます。

よって、評価委員会の委員3名の選出方法は、私を除く選考委員会委員で選考することに決定いたしました。

それでは、選考委員会委員の方は別室で協議をお願いいたします。

この際、しばらく休憩いたします。

【午前10時54分から午前10時56分まで休憩】

(会長)

休憩前に引き続き会議を開きます。

選考委員会の代表の方は、選考結果を報告願います。

(15番委員)

選考委員会において、慎重に審議したところ、総社市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の委員に3番委員、6番委員、15番委員の3名を選考することに決定したことを報告いたします。

(会長)

選考委員会から報告がありました、

3番委員、6番委員、15番委員の3名を総社市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の委員に選出することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(会長)

ご異議なしと認めます。

3番委員、6番委員、15番委員の3名を総社市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の委員に選出することに決定いたしました。

【日程第7】

(会長)

次に、日程第7、総社市農業委員会運営委員会委員の選出についてを議題といたします。

総社市農業委員会運営委員会規程第3条の規定により、この委員会の構成委員は6名とされております。運営委員会は、会長、会長代理及び委員4名をもって構成するとされていることから、会長及び会長代理を除く4名の運営委員を選出するものであります。

ここで、委員の皆様にお諮りしたいことがあります。

これまで運営委員の中から、農地担当1名、農政担当1名を選出していましたが、今期はいかがいたしましょうか。

(11番委員)

農地担当、農政担当は今までどおり設置した方がいいと思います。

(会長)

農地担当及び農政担当を設置との意見がありましたが、他にご意見はありませんか。

(委員)

なし。

(会長)

ご意見がないようですので、お諮りいたします。今期も運営委員の中から農地担当1名、農政担当1名を選出することにご異議はありませんか。

(委員)

なし。

(会長)

ご異議なしと認めます。

よって、運営委員の中から農地担当1名、農政担当1名を選出することに決定いたしました。

次に、運営委員4名の選出及び運営委員4名の中からの農地担当1名、農政担当1名の選出方法につきまして、いかがな方法により行いましょうか。

(7番委員)

選考委員会委員による選考がいいと思います。

(会長)

選考委員会委員の選考という意見がありましたが、他にご意見はありませんか。

(委員)

なし。

(会長)

ご意見がないようですので、選考委員会委員による選考の方法により行うことでよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

ご異議なしと認めます。

よって、運営委員4名の選出及び運営委員4名の中からの農地担当1名、農政担当1名の選出方法は、私を除く選考委員会委員で選考することに決定いたしました。

それでは、選考委員会委員の方は別室で協議をお願いいたします。

この際、しばらく休憩いたします。

**【午前11時5分から午前11時7分まで休憩】**

(会長)

休憩前に引き続き会議を開きます。

選考委員の代表の方は、選考結果を報告願います。

(9番委員)

選考委員会では、慎重に審議したところ総社市農業委員会運営委員会委員に3番委員、9番委員、10番委員、15番委員の4名を選考することに決定しました。

また、農地担当に15番委員、農政担当に3番委員を選考することに決定したことを報告いたします。

(会長)

ただ今、選考委員会から報告がありました3番委員、9番委員、10番委員、15番委員の4名を総社市農業委員会運営委員会委員に選出すること。また、15番委員を農地担当、3番委員を農政担当に総会において選出することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(会長)

ご異議なしと認めます。

3番委員、9番委員、10番委員、15番委員の4名を総社市農業委員会運営委員会委員に選出することに決定いたしました。また、15番委員を農地担当、3番委員を農政担当に選出することに決定いたしました。

**【日程第8】**

(会長)

次に、日程第8 特別委員会の設置及び特別委員会委員の選出についてを議題といたします。  
特別委員会の設置については、総社市農業委員会会議規則第25条第1項の規定により、必要がある場合は、会議に諮って設けることができることとなっています。

これまで、農業委員会は、総社市遊休農地対策特別委員会及び総社市農業委員会だより編集特別委員会を特別委員会として設置しておりました。

事務局から総社市遊休農地対策特別委員会及び総社市農業委員会だより編集特別委員会の内容について、説明をお願いします。

(次長)

特別委員会の内容について説明をいたします。

総社市遊休農地対策特別委員会は、農地パトロールなど遊休農地の解消に向けた方策について、検討・協議することを目的として設置するものです。

また、総社市農業委員会だより編集特別委員会は、年2回発行しております農業委員会だよりの編集方針及び編集内容等を検討することを目的として設置するものです。

(会長)

今期につきましても、この2つの特別委員会を設置したいと思いますが、ご意見等ありませんか。

(委員)

なし。

(会長)

ご意見がないようですので、お諮りいたします。

総社市遊休農地対策特別委員会及び総社市農業委員会だより編集特別委員会を設置することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(会長)

ご異議なしと認めます。

よって、総社市遊休農地対策特別委員会及び総社市農業委員会だより編集特別委員会を設置することに決定いたしました。

続きまして、それぞれの特別委員会委員の定数についてお諮りいたします。

これまで、総社市遊休農地対策特別委員会が6名、総社市農業委員会だより編集特別委員会が6名の委員定数でありました。

今期につきましても、総社市遊休農地対策特別委員会の定数を6名、総社市農業委員会だより編集特別委員会の定数を6名にしたいと思います。

このことについて、ご意見はありますか。

(委員)

なし。

(会長)

ご意見がないようですので、お諮りいたします。

総社市遊休農地対策特別委員会の定数を6名、総社市農業委員会だより編集特別委員会の定数を6名にすることにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(会長)

ご異議なしと認めます。

よって、総社市遊休農地対策特別委員会の定数を6名、総社市農業委員会だより編集特別委員会の定数を6名とすることに決定いたしました。

次に、総社市遊休農地対策特別委員会委員及び総社市農業委員会だより編集特別委員会委員の選出についてであります。総社市農業委員会会議規則第26条の規定により、特別委員は総会において選挙するとあります。

総社市遊休農地対策特別委員会委員及び総社市農業委員会だより編集特別委員会委員の選挙の方法について、いかがな方法により行いましょうか。

(10番委員)

選考委員会委員による指名推選がいいと思います。

(会長)

選考委員会委員による指名推選という意見がありましたが、他にご意見はありませんか。

(委員)

なし。

(会長)

ご意見がないようですので、選考委員会委員による指名推選の方法により行うことでよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、私を除く選考委員会委員の指名推選とすることに決定いたしました。

それでは、選考委員会委員の方は別室で協議をお願いいたします。

この際、しばらく休憩いたします。

**【午前11時2分から午前11時6分まで休憩】**

(会長)

休憩前に引き続き会議を開きます。

選考委員会の代表の方は、選考結果を報告願います。

(9番委員)

選考委員会では、慎重に審議したところ、総社市遊休農地対策特別委員会委員に1番委員、2番委員、5番委員、13番委員、14番委員、15番委員の6名を指名推選することに決定いたしました。

また、総社市農業委員会だより編集特別委員会委員に4番委員、6番委員、7番委員、9番委員、10番委員、12番委員の6名を指名推選することに決しましたことを報告いたします。

(会長)

選考委員会から報告のありました総社市遊休農地対策特別委員会委員に1番委員、2番委員、5番委員、13番委員、14番委員、15番委員の6名を会長において指名することにいたしたいと思います。

また、総社市農業委員会だより編集特別委員会委員に4番委員、6番委員、7番委員、9番委員、10番委員、12番委員の6名を会長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(会長)

ご異議なしと認めます。

よって、会長において総社市遊休農地対策特別委員会委員に1番委員、2番委員、5番委員、13番委員、14番委員、15番委員を指名することにいたしたいと思います。

また、総社市農業委員会だより編集特別委員会委員に4番委員、6番委員、7番委員、9番委員、10番委員、12番委員を指名します。

お諮りいたします。

ただ今、会長において指名いたしました総社市遊休農地対策特別委員会委員に、1番委員、2番委員、5番委員、13番委員、14番委員、15番委員、総社市農業委員会だより編集特別委員会委員に4番委員、6番委員、7番委員、9番委員、10番委員、12番委員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(会長)

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名いたしました総社市遊休農地対策特別委員会委員に1番委員、2番委員、5番委員、13番委員、14番委員、15番委員、総社市農業委員会だより編集特別委員会委員に4番委員、6番委員、7番委員、9番委員、10番委員、12番委員が当選されました。

【日程第9，10，11】

(会長)

次に、日程第9から日程第11までの議題について一括審議したいと思います。

日程第9 総社市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦，日程第10 総社市耕作放棄地対策協議会委員の推薦については，総社市産業部農林課からの推薦依頼であります。

推薦人数につきましては，総社市農業振興地域整備促進協議会委員が2名，総社市耕作放棄地対策協議会委員が4名であります。

次に、日程第11 総社市都市計画審議会委員の推薦につきましては，総社市建設部都市計画課から1名の推薦依頼であります。

総社市農業振興地域整備促進協議会，総社市耕作放棄地対策協議会，総社市都市計画審議会の業務内容等について事務局から説明をお願いします。

(次長)

総社市農業振興地域整備促進協議会につきましては，目的は，農業振興地域整備計画の策定または変更等に関する重要事項について審議し，市長に答申または意見を述べる機関であります。事務局は，総社市産業部農林課が担当しております。

また，総社市耕作放棄地対策協議会につきましては，目的は，耕作放棄地を解消していくための対策を協議する機関であります。事務局は，同じく総社市産業部農林課が担当しております。

次に，総社市都市計画審議会につきましては，目的は，都市計画に関する事項について市長の諮問に応じ，必要な調査及び審議を行う機関であります。

事務局は，総社市建設部都市計画課が担当しております。

それぞれの任期につきましては，総社市農業振興地域整備促進協議会委員の任期が，令和5年7月19日，総社市耕作放棄地対策協議会委員の任期が令和3年3月31日，総社市都市計画審議会委員の任期が令和3年5月31日までであります。

以上であります。

(会長)

総社市農業振興地域整備促進協議会，総社市耕作放棄地対策協議会，総社市都市計画審議会の推薦について，いかがな方法により行いましょうか。

(10番委員)

選考委員会委員による選考でお願いしたいと思います。

(会長)

選考委員会委員による選考という意見がありましたが，他にご意見はありませんか。

(委員)

なし。

(会長)

ご意見がないようですので、選考委員会委員による選考により行うことでよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

ご異議なしと認めます。

よって、総社市農業振興地域整備促進協議会委員 2 名、総社市耕作放棄地対策協議会委員 4 名、総社市都市計画審議会委員 1 名の推薦については、私を除く選考委員会委員で選考することに決定いたしました。

それでは、選考委員会委員の方は別室で協議をお願いいたします。

この際、しばらく休憩いたします。

**【午前 11 時 12 分から午前 11 時 18 分まで休憩】**

(会長)

休憩前に引き続き会議を開きます。

選考委員会代表の方は、選考結果を報告願います。

(15 番委員)

選考委員会では、慎重に審議したところ、総社市農業振興地域整備促進協議会の委員に 2 番委員、15 番委員、総社市耕作放棄地対策協議会の委員に 2 番委員、3 番委員、8 番委員、11 番委員、総社市都市計画審議会の委員に 8 番委員をそれぞれ選考したことに決定したことを報告いたします。

(会長)

選考委員会から報告がありました総社市農業振興地域整備促進協議会の委員に 2 番委員、15 番委員、総社市耕作放棄地対策協議会の委員に 2 番委員、3 番委員、8 番委員、11 番委員、総社市都市計画審議会の委員に 8 番委員をそれぞれ推薦することとしてよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

ご異議なしと認めます。

総社市農業振興地域整備促進協議会の委員に 2 番委員、15 番委員、総社市耕作放棄地対策協議会の委員に 2 番委員、3 番委員、8 番委員、11 番委員、総社市都市計画審議会の委員に 8 番委員をそれぞれ推薦することに決定いたしました。

## 【日程第12】

(会長)

次に、日程第12 総社市農業委員会の農地最適化推進委員の委嘱についてを議題といたします。

7月10日付けで、農業委員会から総社市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第7条の規定により、農地利用最適化推進委員候補者の評価を評価委員会へ求めていましたが、評価委員会からその評価結果の報告がありました。

各委員のお手元に評価委員会の評価結果をお配りしています。ご覧いただければと思います。

今後の農地利用最適化推進委員の委嘱までの流れについてご説明をさせていただきます。

この総会で、それぞれの選挙区ごとに農地利用最適化推進委員候補者を決定し、8月1日に委嘱する予定であります。

それでは、総社市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第8条の規定により、区域ごとに候補者を決定していきたいと思っております。

## 【第1区】

(会長)

まず、第1区の農地利用最適化推進委員候補者を決定したいと思います。

第1区は定数7名に対しまして8名の候補者であります。

お手元の評価結果をご覧ください。

何かご意見はございませんか。

(委員)

なし。

(会長)

それでは、第1区につきましては、評価委員会の評価どおり、上位7名を候補者に決定することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(会長)

異議なしと認め、第1区につきましては評価委員会の評価どおり、上位7名を総社市農業委員会の農地利用最適化推進員候補者とすることに決定いたしました。

### 【第2区】

(会長)

続きまして、第2区の農地利用最適化推進委員候補者を決定したいと思います。

第1区は定数5名に対しまして5名の候補者であります。

お手元の評価結果をご覧ください。

何かご意見はございませんか。

(委員)

なし。

(会長)

それでは、第2区につきましては、評価委員会の評価のとおり、5名を候補者に決定することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(会長)

異議なしと認め、第2区につきましては評価委員会の評価のとおり、5名を総社市農業委員会の農地利用最適化推進員候補者とすることに決定いたしました。

### 【第3区】

(会長)

続きまして、第3区の農地利用最適化推進委員候補者を決定したいと思います。

第3区は定数3名に対しまして3名の候補者であります。

お手元の評価結果をご覧ください。

何かご意見はございませんか。

(委員)

なし。

(会長)

それでは、第3区につきましては、評価委員会の評価のとおり、3名を候補者に決定することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(会長)

異議なしと認め、第3区につきましては評価委員会の評価のとおり、3名を総社市農業委員会の農地利用最適化推進員候補者とすることに決定いたしました。

#### 【第4区】

(会長)

続きまして、第4区の農地利用最適化推進委員候補者を決定したいと思います。

第4区は定数3名に対しまして3名の候補者であります。

お手元の評価結果をご覧ください。

何かご意見はございませんか。

(委員)

なし。

(会長)

それでは、第4区につきましては、評価委員会の評価のとおり、3名を候補者に決定することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(会長)

異議なしと認め、第4区につきましては評価委員会の評価のとおり、3名を総社市農業委員会の農地利用最適化推進員候補者とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただ今、総社市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者とすることに決定しました第1区か

ら第4区までの18名を、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、総社市農業委員会の農地利用最適化推進委員に委嘱することとしてよろしいか。

(委員)

異議なし

(会長)

異議なしと認め、第1区から第4区までの18名を総社市農業委員会の農地利用最適化推進委員に委嘱することに決定しました。

(会長)

以上をもちまして、今期総会に付議されました案件は全て終了いたしました。

次に、事務局から事務連絡がありましたらお願いいたします。

(事務局)

#### 【事務局説明】

(会長)

以上をもちまして、令和2年第8回総社市農業委員会総会を閉会いたします。

**閉会 午前11時26分**